

村山市商工会だより

情報版

商工会は、商工業者の経営の改善発達を図るために、経営・税務・経理・金融・情報化・労務等の相談指導、各種共済制度の紹介等会員のための事業を行っております。



平成17年10月

村山市商工会

経 営



経営に関する相談が受けられます

- ・経営に悩んでいる方、指導員又は専門家がアドバイスを行います。企業力をアップさせたい、仕事を見直したい方に**経営革新支援**を行っています。

講習会・講演会・研修会等へ参加できます

- ・経営者や後継者にとって必要な各種講習会や研修会等を開催しています。

専門家による経営診断が受けられます

- ・お店や工場の発展のために無料で経営診断を行っています。専門的知識や技術面で困っている方には、専門家が適切な指導助言を行っています。

税 務・経 理

税務・経理のお手伝いをします

- ・青色申告制度、税金の各種控除、消費税等の相談や帳簿のつけ方、決算、申告の仕方まで適切にアドバイスします。決算や確定申告の時期には無料税務相談所を設置し、コンピューターによる記帳業務を代行します。

改正消費税とは

- ・平成15年度税制改正により消費税法の一部が改正されました。くわしくは裏面日程の講習会・個別相談日にお出で下さい。



金 融

年末資金等のご相談はお早めに！

- ・国民生活金融公庫のマル経資金や山形県商工業振興資金等のさまざまな融資制度の事業資金が受けられるよう紹介、斡旋しております。

小企業等経営改善資金融資（マル経）制度とは

- ・経営を改善し発展させようとしている小企業者などに、低利・無担保・無保証人で貸付を行う国の制度です。



相談下さい

情報化

情報化により企業経営を支援します

- ・インターネットによる各種情報を発信しながら、地域の活性化を図るとともに、IT化や有効にインターネットを活用することによりビジネスチャンスが広がります。
- ・格安な電話サービス「ひまわりコール」をお勧めします。

リンクしませんか？

- ・本会のホームページをぜひご覧下さい。
- ・会員事業所のリンクコーナーを設けてありますので、ぜひご利用下さい。

URL <http://www.shokokai.murayama.yamagata.jp/>



労務

労働保険等の加入相談が受けられます

- ・雇用者がいれば、労働保険適用加入は義務となっています。週20時間以上の短時間就労者も雇用保険の被保険者となる場合があります。
- ・労働保険事務組合村山市商工会に事務委託するのが便利です。委託すると、
 1. 通常、加入できない事業主や家族従業員が労災保険に加入できます。
 2. 労働保険料の金額にかかわらず、3回分割納付ができます。
 3. 労働保険料の申告・納付や安定所への届出等を代行します。
 4. 各種助成金や給付内容、労働保険の内容や法改正の情報が、より早く収集できます。



共済制度

安心、有利な制度を紹介します

- ・大きな安心を手軽な掛金で [全国商工会会員福祉共済]
- ・貯蓄・融資・保障の3つの充実 [商工貯蓄共済制度]
- ・事業主と後継者のゆたかな未来に [全国商工会経営者年金制度]
- ・不意の休業にうれしい所得補償 [全国商工会経営者休業補償制度]
- ・割安保険料で製造物責任対策は万全 [中小企業PL保険制度]
- ・事業主のための国の退職金制度 [小規模企業共済制度]
- ・取引先がもしものときに備えて [中小企業倒産防止共済制度]
- ・中小企業でも従業員に退職金を [中小企業退職金共済制度]
- ・商工会員企業のための従業員退職金制度 [特定退職金共済制度]
- ・万一の火災や災害に備えて [山形県火災共済]



経営革新を支援します！

創意と熱意のある中小事業者の皆様、新たなチャレンジに取り組む際には、「経営革新計画」をお作りください。中小企業新事業活動促進法に基づくさまざまな支援が受けられます。

経営革新計画とは

事業活動に関連した「**新たな取り組み**」を、**数値目標を持った計画**に具体化したもの、これが**経営革新計画**です。この計画の**承認を受ける**ことが、**支援措置の条件**になっています。

「新たな取り組み」とは

- ・新商品の開発や生産
- ・商品の新たな生産や販売の方法の導入
- ・新サービスの開発や提供
- ・サービスの提供方法の導入その他の新たな事業活動

以上のことを意味します。自社にとっての新たな取り組みであれば、他の事業者が採用していることでも構いませんが、すでに相当程度普及しているものは含まれません。

新しいのみでなく経営を向上させることが必要

大切なことは「新たな取り組み」による経営の向上です。3～5年の計画を立て、計画終了時における付加価値額（又は一人あたりの付加価値額）を3年計画の場合は9%以上、5年計画の場合は15%以上に、経常利益を3年計画の場合は3%以上、5年計画の場合は5%以上にそれぞれ向上させる目標を立てる必要があります。

「付加価値額」＝営業利益＋人件費＋減価償却費

「経常利益」＝営業利益－営業外費用

〔改正消費税講習会・個別相談日〕

◎講習会 平成17年11月15日（火）14：00～16：00 クアハウス暮点

◎個別相談日 平成17年11月22日（火）・30日（水）・12月8日（木）

10：00～16：00 村山市商工会館

出席・相談を希望される方は商工会へお申し込み下さい。（TEL：55-4311）

<新春会員交流の集い>

平成18年1月に予定 詳細は後日ご案内いたします。

新入会員紹介（平成17年4月～10月10日）

事業所名	代表者名	業種	住所
榎日中石材センター	上野 敏 康	小売業	榎山
渡辺製作所	渡辺 ハルエ	製造業	榎山
伊藤精工	伊藤 四 郎	製造業	榎岡笛田
榎マルゲン清掃	元木 浩 司	サービス業	榎岡荒町
虹工 房	菅野 美江子	小売業	榎山
BF事業再生研究所	福田 文 男	その他	榎岡笛田
板垣板金工業	板垣 剛	建設業	榎岡北町

どうぞ
よろしく
お願いします。

